

Japan-YWP ロゴ使用に関する規定

1. 総則

本規定は、Japan-YWP が保有するロゴについて、その使用許可および使用方法等を定め、Japan-YWP ロゴの適正な使用を通じて、Japan-YWP の活動促進に寄与することを目的とする。

2. 使用許可

(1) Japan-YWP ロゴの使用を希望する者は、様式1 (Japan-YWP ロゴ使用許可申請書) を Japan-YWP 代表に提出し、その許可を受けなければならない。但し、Japan-YWP 主催の会議やイベント、Japan-YWP 会員が YWP に関する発表や紹介をするような場合は、申請無しで Japan-YWP ロゴの使用を認める。

(2) Japan-YWP 代表は、(1) の申請に係る Japan-YWP ロゴの使用が、Japan-YWP の活動促進に資すると認められ、かつ、その使用目的が次の要件に該当する場合には、Japan-YWP 運営委員と協議の上、申請者に使用許可を与える。

- ・ Japan-YWP 会員共通の利益になると判断されるイベント等に使用され、その配布物や広告物に使用されるものであること。

(3) ロゴ使用者は、本規定を遵守し、適正に使用しなければならない。

3. 使用方法

(1) ロゴ使用者は、Japan-YWP ロゴを使用した配布物や広告物を、その見本又は写真等を添えて、事前に Japan-YWP 代表に提出し、了承を得なければならない。

(2) 使用計画や使用期間などに変更があった場合は、ただちに Japan-YWP 代表に届けなければならない。

4. 許可の取消し等

(1) Japan-YWP 運営委員は、ロゴ使用者が本規定等に違反してロゴを使用した場合には、ロゴの使用許可を取り消すことができる。この場合、ロゴ使用者は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

(附則)

本要綱は、2013年11月1日をもって施行する。